

2 川監第 4 9 1 号

令和 2 年 1 0 月 1 日

請求人 佐久間 吾 一 様

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

川崎市職員措置請求について（通知）

令和 2 年 9 月 8 日付け川崎市職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）については、次の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条の要件を欠いて不適法であり、これを却下することとしたので、その旨を通知します。

理 由

- 1 本件措置請求は、請求書によると、市が客船2隻、測量船1隻で行っている川崎港内巡視業務について、小型船2隻のリースで行えば年間5,000万円を節減できると試算し、これを損害と認定して損害額を市長に請求することを求めていると解される。
- 2 法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関または職員について、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為又は怠る事実がある場合に、監査委員に対し、監査を求め、当該行為の防止、損害の補填等のために必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。監査の対象は財務会計上の行為等に限られ、広く地方公共団体の事務執行全般に及ぶものではない。
- 3 請求人の指摘する川崎港内巡視業務は、港湾法に基づき、港湾区域内の保安対策の一つとして実施しているもので、広範かつ多岐にわたる行政事務の一部である。行政事務の多くは、その過程又は帰結において公金の支出等の財務活動を伴い、本巡視業務においても、人件費や燃料費等の公金の支出が行われているが、あくまで行政事務の執行に伴う経費の支出であり、住民監査請求の対象としている財務会計行為には当たらないというべきである。
- 4 よって、本件措置請求は、その余について判断するまでもなく、法第242条の要件を欠き、不適法であるので、合議によりこれを却下すべきものと判断した。